

高 第2055号の2  
令和2年3月9日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

## 県内介護サービス事業所利用者の新型コロナウイルス感染 に伴う感染拡大防止に向けた対応の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、伊丹健康福祉事務所管内の通所リハビリテーションの利用者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された事案が発生しました。

感染症防止対策の徹底については、令和2年3月2日付け高第2055号で通知（別添参考等）しておりますが、今般の事案を踏まえ、貴施設・事業所において利用者や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、これまでの厚生労働省事務連絡に加え、下記にもご留意いただき、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 感染拡大防止に向けた対応

令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」に基づき、濃厚接触が疑われる利用者や職員に対する適切に対応すること。※以下の記載内容は、別添厚労省事務連絡を抜粋したもの

##### （1）通所・短期入所サービスの場合

###### ①情報共有・報告等の実施

○新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、県健康福祉事務所・保健所（以下「保健所等」）に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に速やかに電話連絡し、指示を受けること。

###### ②消毒・清掃等の実施

○新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施すること。

###### ③濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

○濃厚接触が疑われる利用者については、保健所等の指示に従い、自宅待機依頼を徹底すること。

○自宅待機が必要な利用者報告を受けた居宅介護支援事業所等は、生活に必要な訪問系サービスの確保（他の通所系サービス提供は、感染拡大に繋がるため）を調整すること。なお、調整に際して、保健所等から利用者に係る感染症に関しての指示があれば、その指示を踏まえること。

○短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

④濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

○濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所等の指示に従うこと。発熱等の症状がない場合は、保健所等と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応すること。

(2) 入所施設・居住系サービス

○上記1の対応に加え、利用者の個室利用、担当者の限定、施設内の換気の徹底、手袋・マスクの着用等、別添事務連絡のP3～P6の記載内容に留意して適切に対応すること。

(3) 訪問系サービス

○濃厚接触が疑われる利用者に対するサービス提供について、居宅介護支援事業所等は、生活に必要なサービスの継続の必要性を再検討すること。

なお、検討に際して、保健所等から利用者に係る感染症に関する指示があれば、その指示を踏まえること。

○訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、別添事務連絡のP9～P11に記載の「サービス提供にあたっての留意点」及び「個別ケア等の実施にあたっての留意点」に十分留意の上、サービス提供に努めること。

## 2 保健所等から休業要請がなされた場合の留意点

(1) 利用者への丁寧な説明

○休業する事業所や居宅介護支援事業所は、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

なお、説明に際して、保健所等から利用者に係る感染症に関する指示があれば、その指示を踏まえること。

(2) 休業要請期間中の介護報酬の取り扱い

○休業の要請を受けて休業している場合でも、利用者等の意向を確認した上で、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能であること。

(3) 独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

○新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資における償還期間、貸付利率の優遇措置により支援を行っていること。

(4) 雇用調整助成金の活用

○新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援を行っていること。

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711

通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733

施設系：2950、2951、2943

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp